

論文要旨

学位論文題目 「慰安婦」問題と「償い」のポリティクス
—「女性のためのアジア平和国民基金」を中心に—

土野瑞穂

本研究は、「慰安婦」問題の解決は日本政府が主体となって対応すべき事項と捉え、その観点から行われた、事例としても位置付けられ得るアジア女性基金の検討を通じて、問題解決のための示唆を引き出すことを課題とする。その課題に取り組むために、アジア女性基金の発足から今日に至るまでの一連の過程を分析することを本研究の目的として設定した。具体的には、アジア女性基金は、誰のどのような意図に基づいて発足したのか、実施した事業は元「慰安婦」や運動にどのような影響を与えたのか、そしてその後の「慰安婦」問題において基金はどのような位置づけとなっているのかを明らかにした。

第1章では、「慰安婦」問題に関する議論として、①戦後補償論、②戦時性暴力論、③ポストコロニアル・フェミニズム論、の三つのアプローチから「慰安婦」問題を論じる先行研究を検討した。そして、「慰安婦」問題の解決の方法やあり方を検討するためには、被害者個々人の「傷の癒し」を「国家の対応」としてどのように案出するかという視点が必要であることを示した。このような視点は、両者の間にあるポリティクスのあり様に我々の目を向けさせる。この視点は、アジア女性基金を、国家の対応をめぐるアクターたちの相互作用の産物として相対化させることができ、「慰安婦」問題の解決の方法やあり方を日本の文脈で検討するためには必要不可欠である。

第2章では、アジア女性基金発足の要因と、今日に至るまで基金以外の日本政府の対応が実現しない要因を、市民主体の取り組みから逆照射するかたちで、制度的および認識的側面に着目して明らかにした。そこで、市民による取り組みとして、①裁判、②議員立法の試み、③「女性国際戦犯法廷」の三つを取り上げて考察した。その結果、日本の法制度の限界と、運動の展開と比例するがごとく右派の攻勢が強まり、「慰安婦」問題をめぐる日本国内の社会的閉塞度が高まっていく運動状況の実態が明らかとなった。

第3章から第5章までは、国家の対応としてのアジア女性基金について詳細な分析を行い、①基金発足が決定した政治的過程、②基金の事業実施過程、③基金解散後の各過程における政府、官僚、運動団体、学者、保守勢力らアクター間のポリティクスを明らかにした。

第3章では、アジア女性基金発足に至る過程を考察し、なぜ元「慰安婦」らの声は無視されたのか、基金をめぐる運動の対立の源泉がどこにあるのかを明らかにした。基金発足に至る過程は、被

害者の声をいかにして政策決定者に届け、どのようなかたちにしていくかという日本の運動の政治的影響力が試された過程であったことを示した。だが、「慰安婦」問題をどう解決すべきか、運動目標の実現が困難である時にどうするか、という二つの問いが日本の中で十分に議論されないまま、アジア女性基金は「慰安婦」問題への態度をきめる「踏み絵」となった。そして日本の運動は「踏み絵」の強力な政治的磁場に回収され、停滞していくこととなった。何よりも深刻なのは、この磁場に元「慰安婦」らが引き込まれてしまったことを指摘した。

第4章では、アジア女性基金による「償い事業」の実施過程に焦点を当て、基金をめぐる対立状況の中で、被害者たちは「償い事業」をどう捉えたのかという点を軸に、元「慰安婦」らへの「償い」のあり様を考察した。そして「償い事業」を受給／拒否した被害者たち双方の語りから、「受給」「拒否」の判断には、被害の性格、戦後の被害者を取り巻く家族関係や社会状況、被害者の属する国家による「慰安婦」問題への態度が影響していると論じた。これらの語りは、アジア女性基金の問題を単純に二分化して捉えることのできない、被害者たちの生の多様性を示していた。考察の結果から、「償い」には、①日本軍が「慰安婦」とさせたという「過去」の罪に向き合うことだけでなく、②そのことによって「現在」に至るまで被害者がどのような生活を強いられてきたのか、③さらには「償い」のための措置によって被害者が名誉を回復し、被害者とその家族が「将来」にわたって引き続き、その地域社会で生活していくことができるのか、という三つの時間軸の視点が必要不可欠であることを指摘した。

第5章では、基金解散後の状況に焦点を当て、本研究の分析視角のもとで「慰安婦」問題におけるアジア女性基金の位置づけを確認した上で、「慰安婦」問題に対する今後の日本の課題を検討した。新たな対応措置の実現にあたって、アジア女性基金が、いわば「足枷的基準／前例」となっていること、またいかなる国家の対応も政治・社会的制約を免れないこと、そのことを踏まえた上で、これからの課題として、次の二つを指摘した。すなわち、①ラディカルな運動とともに、被害者に癒しをもたらす潜在的可能性をもつ対応を、日本政府だけでなく日本の運動が被害者に提示し、それを通じて被害者個人が選択権を持つことができるような状況を創り出すこと、②それとともに「個人的」なレベルで終わらせないための「象徴的償い」としての「公式謝罪」が必要であることを論じた。そして、これらを実現するためには、「政治」の実践が必要であると指摘した。

終章では、元「慰安婦」らへの「償い」とそれによる元「慰安婦」らの尊厳の回復を求める運動において、日本の中で「償いのかたち」の構想が不在であり、そのことが運動を狭めているだけでなく、被害者の「尊厳の回復」の意味をも狭めてしまっていることを示した。アジア女性基金をめぐる問題が問うているのは、参政権をもつ日本国民が「慰安婦」問題の対応として何を構想し実現させていくかという、日本の運動の主体性であること、そして目指すべきは、日本社会の根本的変革というラディカルな運動の外で闘う被害者たちにも応答できるような運動であると論じた。それとともに、何よりも重要なのは、傷を癒す潜在的可能性を持つ対応の討議や受容、拒絶、さらなる検討というプロセスへの被害者の参加を確保することであると指摘した。